

富河監委発第28号
令和8年8月18日

富士河口湖町長 渡辺 英之 様

富士河口湖町監査委員 渡邊 敏朗

富士河口湖町監査委員 駒谷 勉

富士河口湖町監査委員 外川 満

令和7年度 健全化判断比率等審査に係る意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき健全化判断比率等審査を実施しましたので、別紙のとおり意見を提出します。

令和7年度

健全化判断比率等審査意見書

令和8年8月

富士河口湖町監査委員

1. 審査の種類

健全化判断比率等審査

2. 根拠規定及び準拠した基準

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項

○富士河口湖町監査基準

3. 審査実施年月日

令和 8 年 7 月 30 日、8 月 18 日

4. 審査対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率

5. 審査の着眼点

- (1) 各比率及び計数が適正に算定されているか。
- (2) 上記に係る書類が適正に作成されているか。

6. 審査の方法

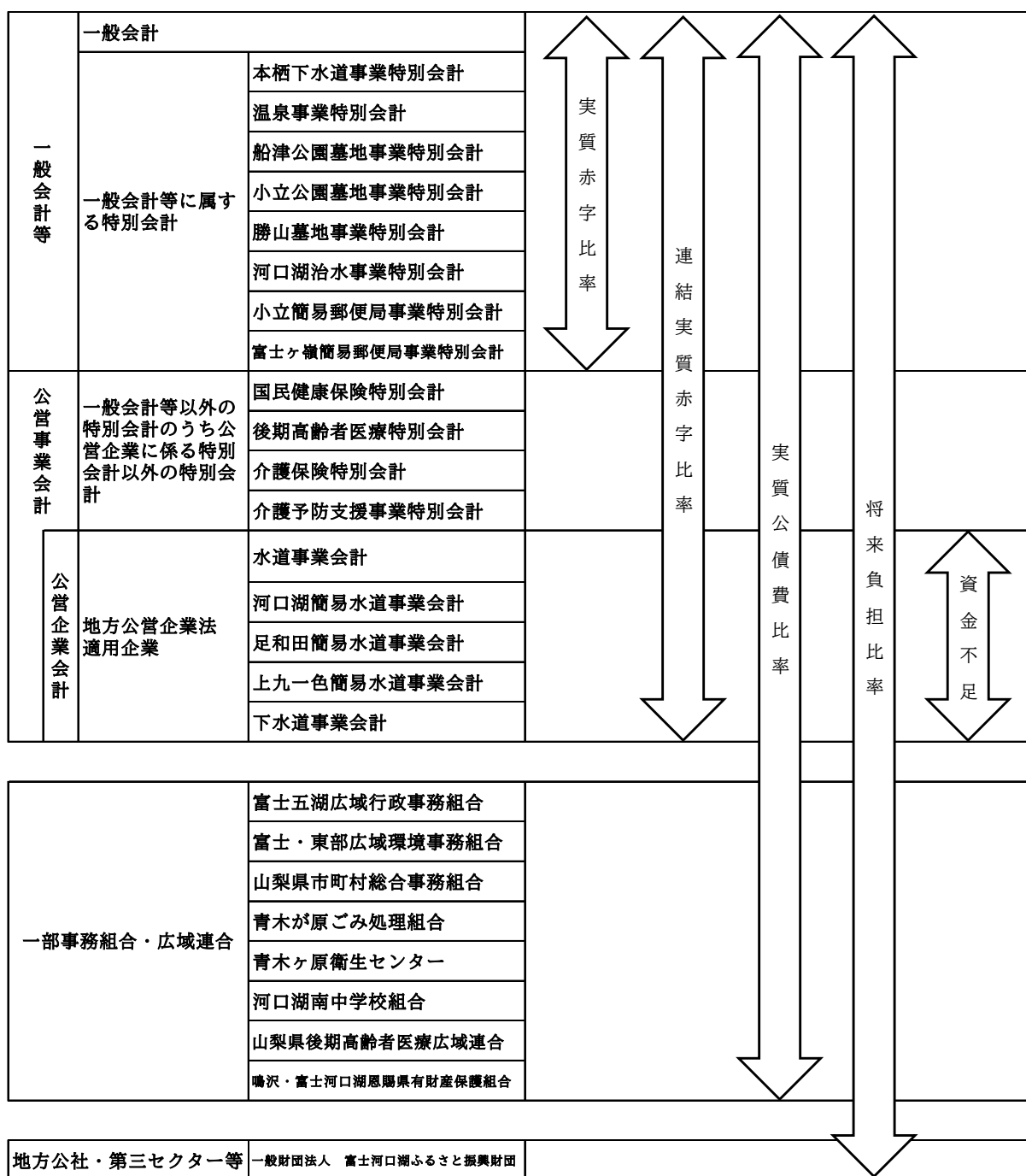
審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書類及び地方財政状況調査表等との照合を行い、担当課より説明を聴取することにより、計数及び比率の適正性について審査した。

7. 審査の結果

健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、正確であると認められた。

8. 審査の概要

(1) 各比率算定における対象範囲



(2) 各比率の状況

(単位 %)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	早期健全化 基準
1 実質赤字比率	—	—	—	13.46
2 連結実質赤字比率	—	—	—	18.46
3 実質公債費比率	10.8	10.8	10.2	25.0
4 将来負担比率	32.0	22.9	7.7	350.0
5 公営企業における資金不足比率	—	—	—	20.0

※ 「1 実質赤字比率」及び「2 連結実質赤字比率」は赤字が生じていないため、「5 資金不足比率」は資金不足が生じていないため、算定されず「—」で表示している。

当年度の実質公債費比率は 10.2%で前年度と比べると、0.6%減少となった。
また、将来負担比率は 7.7%で、前年度と比べると 15.2%減少となった。

(3) 各比率の概要及び算出方法等

1. 実質赤字比率

- 一般会計等を対象とした実質収支の赤字額の標準財政規模に対する比率であり、次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※実質赤字額 = 歳入総額 - 歳出総額 - 翌年度に繰り越すべき財源
 ※標準財政規模…町の標準的な一般財源の規模を示すもの
 (令和7年度…9,293,598千円)

当年度は実質収支が黒字であったため、実質赤字比率については算出されていない。

(単位：千円)

会 計 名		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度に 繰り越す べき財源	実質 収支額
一般会計		16,076,491	15,147,801	928,690	98,107	830,583
一般会計等に属する 特別会計	本栖下水道事業特別会計	10,400	8,295	2,105	0	2,105
	温泉事業特別会計	133,121	119,276	13,845	990	12,855
	船津公園墓地事業特別会計	16,712	13,500	3,212	0	3,212
	小立公園墓地事業特別会計	18,165	7,918	10,247	0	10,247
	勝山墓地事業特別会計	4,015	1,537	2,478	0	2,478
	河口湖治水事業特別会計	37,778	8,337	29,441	0	29,441
	小立簡易郵便局事業特別会計	10,990	6,721	4,269	0	4,269
	富士ヶ嶺簡易郵便局事業特別会計	10,572	5,980	4,592	0	4,592
合 計		16,318,244	15,319,365	998,879	99,097	899,782

2. 連結実質赤字比率

- 財産区特別会計を除く全ての会計を対象とした各会計の実質収支の赤字額等の合計額の標準財政規模に対する比率であり、次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額 = 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額と、公営企業特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

当年度は連結実質収支が黒字であったため、連結実質赤字比率については算出されていない。

(単位：千円)

会 計		実質収支
一般会計		830,583
一般会計等に属する特別会計	本栖下水道事業特別会計	2,105
	温泉事業特別会計	12,855
	船津公園墓地事業特別会計	3,212
	小立公園墓地事業特別会計	10,247
	勝山墓地事業特別会計	2,478
	河口湖治水事業特別会計	29,441
	小立簡易郵便局事業特別会計	4,269
	富士ヶ嶺簡易郵便局事業特別会計	4,592
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	210,301
	後期高齢者医療特別会計	5,427
	介護保険特別会計	36,140
	介護予防支援事業特別会計	0
公営企業法適用企業	水道事業会計	637,048
	河口湖簡易水道事業会計	117,635
	足和田簡易水道事業会計	21,333
	上九一色簡易水道事業会計	46,910
	下水道事業会計	175,247
合計		2,149,823

3. 実質公債費比率

- 財産区特別会計を除く全ての会計及び一部事務組合等を対象とした比率で、一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模に対する比率であり、次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{④}}$$

(単位:千円、%)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①地方債の元利償還金	1,751,122	1,839,205	1,786,255
②準元利償還金	525,528	429,930	462,199
③特定財源 (※1)	9,786	11,933	7,624
④ (準) 元利償還金に係る基準財政需要額 (※2) 算入額	1,504,442	1,513,931	1,456,614
⑤標準財政規模	8,605,507	9,008,920	9,293,598
実質公債費比率 (単年度)	10.73673	9.91691	10.0066
実質公債費比率 (3か年平均)	10.8	10.8	10.2

※1 特定財源

用途が特定されている財源。本比率算定にあたっては地方債償還に充当することがあらかじめ想定されていたものを指す。

※2 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、町が合理的かつ妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を算定した額

町の実質公債費率算定上の「公債費相当額」は、①地方債の元利償還金と②準元利償還金の合計で、22 億 4,845 万 4 千円となっている。②準元利償還金は①元利償還金に準ずるもので内訳は次のとおりである。

(単位：千円)	
項 目	金 額
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	353,948
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	94,049
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	14,202
計	462,199

また、上記に対する充当可能財源として、③特定財源と④基準財政需要額の合計で、14 億 6,423 万 8 千円となっており、内訳は次のとおりである。

(単位：千円)	
項 目	金 額
特定財源	7,624
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	284,731
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,165,250
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	6,633
計	1,464,238

この比率は、3 か年の平均数値で算出し、当年度は 10.2%で前年度比 0.6%減少となった。直近 5 年間は 10%前後を推移しており、早期健全化基準である 25.0%を 15%程度下回っている状況である。

4. 将来負担比率

- 財産区特別会計を除く全ての会計、一部事務組合、地方公社及び第三セクターを対象とした比率で、一般会計等が将来負担すべき額から、充当可能な財源等を控除した後の実質的な負債額の標準財政規模に対する比率であり、次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}}$$

(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 将来負担額	地方債の現在高	16,417,078	15,091,577	13,554,535
	債務負担行為に基づく支出予定額	84,957	70,340	56,272
	公営企業債等繰入見込額	4,526,987	4,327,089	4,201,437
	組合負担等見込額	935,938	959,687	870,904
	退職手当負担見込額	1,407,870	1,393,895	1,410,274
	計	23,372,830	21,842,588	20,093,422
② 充当可能財源等	充当可能基金	6,122,247	6,458,029	6,783,966
	充当可能特定歳入	90,161	72,685	57,089
	基準財政需要額算入見込額	14,883,031	13,592,653	12,647,319
	計	21,095,439	20,123,367	19,488,374
③ 標準財政規模		8,605,507	9,008,920	9,293,598
④ (準) 元利償還金に係る基準財政需要額算入額		1,504,442	1,513,931	1,456,614
将来負担比率 (%) ((①-②) / (③-④)) × 100		32.1%	22.8%	7.7%

当町の将来負担額は、地方債の現在高に加え、山梨赤十字病院建設負担金に係る債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、河口湖南中学校組合等の組合が起こした地方債の償還に係る負担金及び退職手当負担見込額を合計し、約 200 億 9,342 万円となっている。

また、それに対し充当可能な財源としては、地方債の償還に充当可能な基金の額、特定財源(町営住宅使用料)の見込額及び地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額を合計し、約 194 億 8,837 万円となっており、実質的な負担額は、約 6 億 504 万円と算定されている。

当年度の将来負担比率は、7.7%で前年度比 15.1%の減となった。直近 5 年間では 20%から 60%を推移しており、早期健全化基準である 350.0%を下回っている状況である。

5. 資金不足比率

- 公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する割合を示す比率であり次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{①資金の不足額}}{\text{②事業の規模}}$$

(地方公営企業法適用企業)

- ◆資金の不足額 = (流動負債等^{※1} + 建設改良費以外の経費の財源に
充てるために起こした算入地方債の現在高
－ 流動資産等^{※2}) － 解消可能資金不足額
- ◆事業の規模 = 営業収益の額 － 受託工事収益の額

(地方公営企業法非適用企業)

- ◆資金の不足額 = (歳出額 + 建設改良費以外の経費の財源に充てる
ために起こした算入地方債の現在高 － 歳入額等^{※3})
－ 解消可能資金不足額
- ◆事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に
相当する収入の額

※1 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債、未払金等を控除した額

※2 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額

※3 歳入額等

歳入額から翌年度に繰り越すべき財源(未収入特定財源を除く。)を
控除した額

いずれの会計においても資金不足は生じていないことから、資金不足比率は算定されていない。対象会計の状況は次のとおりである。

(注)資金余剰の場合、資金不足額は負の値で表示され、資金不足率は算出されないため「－」で表示されている。

【地方公営企業法適用企業】

水道事業会計

単位：千円、%	
①資金不足額 (a+b-c-d)	△ 637,048
a 流動負債等	51,509
b 算入地方債現在高	0
c 流動資産等	688,557
d 解消可能資金不足額	0
②事業規模	313,817
資金不足比率	—

河口湖簡易水道事業会計

単位：千円、%	
①資金不足額 (a+b-c-d)	△ 117,635
a 流動負債等	27,800
b 算入地方債現在高	0
c 流動資産等	145,435
d 解消可能資金不足額	0
②事業規模	42,306
資金不足比率	—

上九一色簡易水道事業会計

単位：千円、%	
①資金不足額 (a+b-c-d)	△ 46,910
a 流動負債等	5,972
b 算入地方債現在高	0
c 流動資産等	52,882
d 解消可能資金不足額	0
②事業規模	30,479
資金不足比率	—

足和田簡易水道事業会計

単位：千円、%	
①資金不足額 (a+b-c-d)	△ 21,333
a 流動負債等	19,450
b 算入地方債現在高	0
c 流動資産等	40,783
d 解消可能資金不足額	0
②事業規模	14,271
資金不足比率	—

下水道事業会計

単位：千円、%	
①資金不足額 (a+b-c-d)	△ 175,247
a 流動負債等	40,865
b 算入地方債現在高	0
c 流動資産等	216,112
d 解消可能資金不足額	0
②事業規模	343,368
資金不足比率	—

9. 総 括

本町の令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字が生じていないため算出されず、実質公債費比率及び将来負担比率は、過去 5 年間と比べても同水準を保ち、健全化計画の策定を義務付けられている早期健全化基準には至っていない状況である。

また、資金不足比率についても、全ての会計で資金不足が生じておらず、算出されていない状況である。

今後とも町税等を柱とした自主財源増収対策等を継続し、将来を見据えた継続的な行財政改革による歳出削減や事務事業の見直しを行い、確実に経費を削減していくことが望まれる。

各会計においては、引き続き資金需要の的確な把握に努めるとともに、経営に係る計画等を着実に推進し、安定した経営基盤の構築に取り組んでいただきたい。